

【地震保険】基準料率改定の届出のご案内

— 損害保険料率算出機構は、震源モデルの見直し等に基づく地震保険基準料率の改定の届出を行いました —

<改定の理由>

損害保険料率算出機構は、地震保険基準料率を全国平均で15.5%引き上げるとともに、都道府県を地震の危険度に応じてまとめた等区分や建物の耐震性能に応じた割引率を見直す改定の届出を行いました。主な改定理由は以下のとおりです。

地震保険について

地震保険は、公共性の高い保険であることから、利潤は含めず、低廉で適正な原価を算出しています。
また、契約者が支払った地震保険料は、将来の支払いに備えるため、必要経費部分を除いた全ての額を責任準備金として積み立てる仕組みとしています。

- ① 地震調査研究推進本部の「確率論的地震動予測地図」の見直し【2012年12月21日／結果公表】
⇒ 当機構において、公表された「確率論的地震動予測地図」に基づき地震保険基準料率の算出を行った結果、将来的な地震発生に伴う損害の危険が増加
- ② 財務省の「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」における課題提示【2012年11月30日／報告書】
⇒ ・等区分の見直し：等区分による料率格差を合理的な範囲で平準化
・耐震性能に応じた割引率の見直し：耐震化のインセンティブ強化を図るための割引のメリハリづけ

1 改定の概要

全国平均で15.5%の引上げとなります。

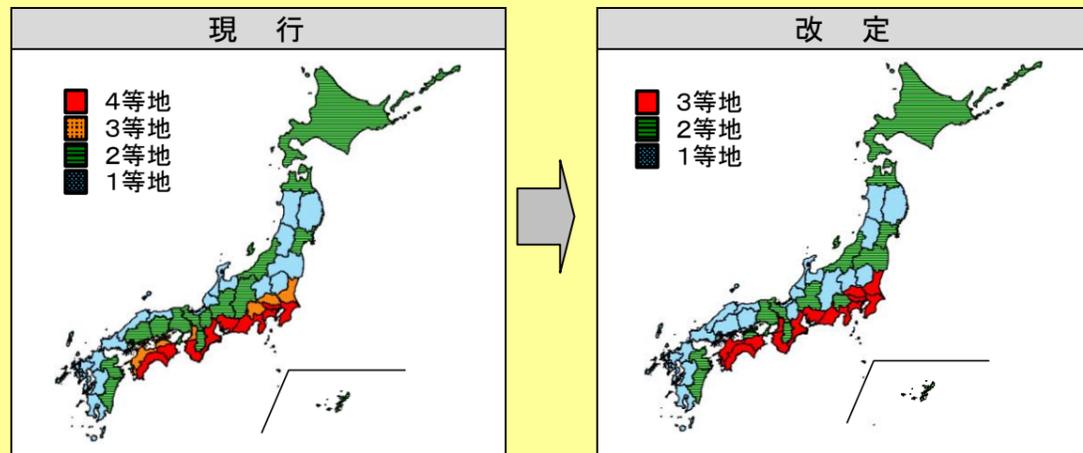
今回の基準料率の算出に用いた「確率論的地震動予測地図」は、現在、料率算出の基礎としているものと以下の点で異なります。

- ①震源（地震の発生場所）データの追加および更新 } ⇒東日本を中心に料率に影響
 - ②地震の規模の見直し（最大マグニチュードの上昇） } （引上げに影響）
 - ③地盤データの見直し（揺れやすさの再評価） } ⇒全国的に料率に影響
- （引上げ・引下げに影響）

これらを踏まえて、当機構において基準料率を算出した結果、全国的に基準料率の改定が必要となりました。

- ※ 引上げ・引下げ率は、都道府県、建物の構造ごとに異なります。
- ※ 建物構造・等地別保険料の引上げ率は最大30%までとする激変緩和措置を設けています。

都道府県ごとに設定している「等地」については、料率格差の平準化を図るため、4区分から3区分に集約しました。



これまでの被害実態などを勘案し、免震建築物割引率および耐震等級割引率（耐震等級3および2）の割引率を拡大しました。

		現行	改定
免震建築物割引率		30%	50%
耐震等級割引率	耐震等級3	30%	50%
	耐震等級2	20%	30%

2 各等地の代表的な保険料例

●契約条件：保険金額1,000万円、保険期間1年間の場合

等地	都道府県	構造（注）	割引適用なし（円）			免震建築物割引適用（円）		
			現行	改定	差額	現行	改定	差額
(現)1 (改)1	秋田	イ構造	5,000	6,500	1,500	3,500	3,300	-200
		ロ構造	10,000	10,600	600	7,000	5,300	-1,700
(現)2 (改)2	宮城	イ構造	6,500	8,400	1,900	4,600	4,200	-400
		ロ構造	12,700	16,500	3,800	8,900	8,300	-600
(現)4 (改)3	東京	イ構造	16,900	20,200	3,300	11,800	10,100	-1,700
		ロ構造	31,300	32,600	1,300	21,900	16,300	-5,600

（注）イ構造：耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物 ロ構造：イ構造以外

損害保険料率算出機構

届出内容の詳細につきましてはニュースリリースをご覧ください。